建築士事務所協会報

Topics：平成30年7月5日からの大雨に伴う
被災者支援について

：Interview特集 広島の建築士に求められるBIM、
コンピューテーショナルデザイン

8
AUG 2018
VOL. 433

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
Hiroshima Association of Architectural Firms

福山市立大学附属こども園

≪建物概要≫

発　注　者：広島県福山市
所　在　地：広島県福山市三吉町一丁目
設　　計：有限会社高橋啓之設計事務所
施　工　者：富士・山崎（仮称）福山市立大学
　　附属こども園　新築工事共同企業体
工　　期：2016年12月～2017年12月
用　　途：幼保連携型認定こども園
構造規模：鉄骨造　２階建て
敷地面積：3,982.55㎡
延床面積：1,905.01㎡

≪設計概要≫

福山市立大学附属こども園は、福山市が設置する初めての幼保連携型認定こども園であり、また公立大学の附属こども園としては全国で初めてのこども園となる。市街地の中でも自然を感じ、のびのびと成長ができるような園であるとともに学生の実習にも対応できる建物であり、多くの人材を育む場所となることを考慮し設計を行った。

建物の外観はバルコニー、庇及びルーバー、化粧柱の垂直面の縦横を基本に考え、垂直方向のルーバー、化粧柱を樹木に見立て、水平方向の軒裏を新緑の若草色とした。市街地ではあるが、全体として森の中に建つこども園をイメージした。

２階は暗くなりがちな中廊下、遊戯室にも光が届くよう窓を設け、温度差換気による上昇気流を利用した自然換気を促す空間とした。テラス前には日よけネットを設け内外空間をつなぐ縁側のような役割をもたせた。

こどもが使用する建物ということを重視し、自然の木や光、風、土を五感で感じることのできる建物を目指した。

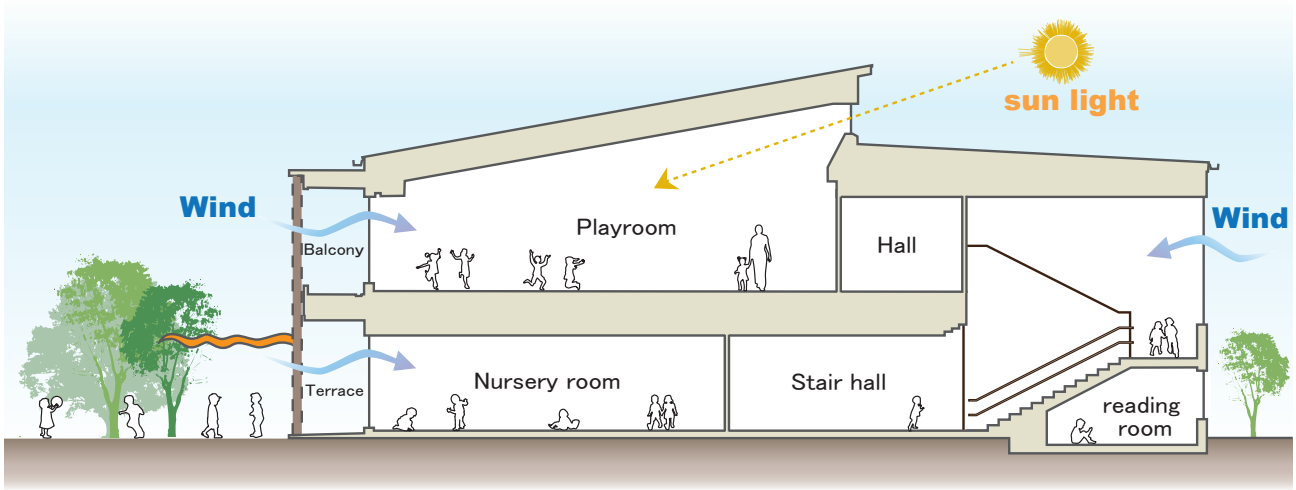

・目　次・

■行政ニュース

2……建築基準法第85条第１項の規定による区域指定について
4……平成30年７月５日からの大雨に伴う被災者支援について
11……建築物の既設の塀の安全点検について
16……「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

■協会のうごき

18……月間行事
20……委員会報告 Interview特集 広島の建築士に求められるBIM、コンピューテーショナルデザイン 第1回

■お知らせ

24……浮力起伏式止水板製作工場見学会のご案内
26……平成30年度マンションを中心とした改修工事における「ここが知りたい！」セミナーご案内
28……第６期広島県ヘリテージマネージャー養成講習会募集案内
30……「建築数量積算基準」講習会のご案内
32……第15回日本建築学会中国支部建築文化賞候補募集
34……建築士事務所のための法律相談窓口

36……新入会員紹介・会員動静
38……編集後記　桟敷重和

■今月の表紙タイトルバック／日本の伝統色
夢見昼顔　ゆめみひるがお
夏の風きみの瞳の涼しさに 朝顔、昼顔、庭に野に…
夏には欠かせない風物のいろどり。
（十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より）

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

一、 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
一、 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
一、 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
一、 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
一、 互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成２０年5月

一般社団法人　日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人　広島県建築士事務所協会

（公印省略）
広指建第３０号
平成３０年７月１１日

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
会長　衣笠　准一　　様

広島市長　松井　一實
（都市整備局指導部建築指導課）

建築基準法第８５条第１項の規定による区域指定について（通知）

時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、本市建築行政について御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成３０年７月５日からの大雨に伴う災害を踏まえ、建築基準法第８５条第１項の規定による建築基準法令の適用を除外する区域として、平成３０年７月９日付けで広島市全域を指定し、別紙のとおり公告しました。

この区域指定により、災害により破損した建築物の応急の修繕や平成３０年８月５日までに工事着手する被災者が自ら使用するために建築する３０㎡以内の応急仮設建築物等は、建築基準法令の適用が除外されます。

ただし、建築工事完了後３か月を超えて当該仮設建築物を存続しようとする場合は、特定行政庁の許可（２年以内を限度）が必要です。

今後、被災者等から、建築相談を受けた場合には、以上のことを踏まえ対応をお願いいたします。

【参考】
建築基準法　抜粋
（仮設建築物に対する制限の緩和）
第８５条　非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から１月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。
一　国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
二　被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
２　（略）
３　前２項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後３月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。
４　特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、２年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
５　（略）

問い合わせ先
広島市都市整備局指導部建築指導課第二指導係
藤田
ＴＥＬ　(082)504-2288
ＦＡＸ　(082)504-2529
E-mail　kenchiku@city.hiroshima.lg.jp

別　紙

写

広島市告示第３８５号
平成３０年７月９日

平成３０年７月５日からの大雨に伴う災害に係る、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第１項の規定に基づく区域として、広島市全域を指定したので、公告します。

これにより、災害が発生した日から１月以内に同項に規定する工事に着手するものについては、防火地域内を除き、建築基準法令の規定は適用しません。

広島市長　　松　井　一　實

（公印省略）
広指建第３１号
平成３０年７月１１日

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
会長　衣笠　准一　　様

広島市長　松井　一實
（都市整備局指導部建築指導課）

平成３０年７月５日からの大雨に伴う被災者支援について（お願い）

時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、本市建築行政について御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成３０年７月５日からの大雨に伴う災害は、甚大な被害となっていることから、本市では、建築物に関連した各種支援を実施しております。

ついては、貴機関におかれまして、被災者支援のため下記の事項について、被災者への周知について御協力をお願いいたします。

１　建築確認申請等手数料の減免について

本市では、広島市建築基準法施行細則第１１条の規定に基づき、災害により建築物を滅失し、又は損壊した場合において、その災害の発生の日から６か月以内に、被災者自ら使用するためにこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合は、確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料を免除しています。

別添のチラシを窓口へ配置するなど、被災者への周知をお願いいたします。

２　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度による貸付について

災害により被害が生じた住宅の所有者等で、被災者が居住するための住宅を建設、購入若しくは補修する場合には、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を利用できますので、別添のパンフレットを窓口へ配置するなど、被災者への周知をお願いいたします。

問い合わせ先
広島市都市整備局指導部建築指導課第二指導係
藤田
ＴＥＬ　(082)504-2288
ＦＡＸ　(082)504-2529
E-mail　kenchiku@city.hiroshima.lg.jp

平成３０年７月５日からの大雨に伴う、建築基準法関係の対応について

１　建築確認申請等手数料の免除

被災者自らが使用するために建築物を建築し、又は大規模の修繕を行う場合の広島市への建築確認等申請手数料を免除します。（広島市建築基準法施行細則第１１条関連）

(1) 対象行為

災害により建築物を滅失し、又は損壊した場合において、被災者自ら使用するために行う建築物の建築、又は大規模の修繕の確認申請等を広島市に申請するもの

(2) 対象となる手数料

ア　建築確認申請手数料
イ　中間検査申請手数料
ウ　完了検査申請手数料

(3) 対象期間

災害発生の日から６か月以内（平成３１年１月５日まで）に建築又は大規模の修繕を行うもの

(4) 手続

「確認申請手数料等減免申請書」に「り災証明書」を添えて、建築確認申請等を行う区役所建築課へ提出

２　応急修繕等に係る建築確認申請等の免除

災害により破損した建築物の応急の修繕又は一定の応急仮設建築物の建築に対して、建築基準法に定める基準や建築確認申請などの手続規定を適用しない区域を指定しました。（建築基準法第８５条第１項の規定に基づく被災建築物の応急修繕や応急仮設建築物に対する制限の緩和）

区域の指定に関する概要は次のとおりです。

(1) 指定した区域

広島市全域（防火地域を除く）

(2) 対象行為

ア　災害により破損した建築物の応急の修繕
イ　次の応急仮設建築物の建築（建築工事完了後、３か月を超えて存続しようとする場合は、本市の許可（２年を限度）が必要です。）
　①　国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
　②　被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が３０㎡以内のもの

(3) 工事着手の時期

上記イについては、災害発生の日から１か月以内（平成３０年８月５日まで）に工事に着手するもの

お問い合わせ先

都市整備局建築指導課	082-504-2288	安佐南区役所建築課	082-831-4952
中区役所建築課	082-504-2579	安佐北区役所建築課	082-819-3938
東区役所建築課	082-568-7745	安芸区役所建築課	082-821-4929
南区役所建築課	082-250-8960	佐伯区役所建築課	082-943-9745
西区役所建築課	082-532-0950		

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

自然災害で被災した住宅を復旧するための 災害復興住宅融資のお知らせ

地震、台風、大雨等の災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融支援機構では、災害からの復興を支援させていただくため、災害復興住宅融資の受付を行っておりますので、お知らせいたします。

※ 東日本大震災で被災された方は、融資金利等が異なります。「東日本大震災で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資のお知らせ」をご覧ください（機構ホームページで入手できます。）。

※ 月々のご返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになったときに一括してご返済いただく災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）は、融資金利等が異なります。「自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のお知らせ」をご覧ください（機構ホームページで入手できます。）。

■融資金利 【平成30年６月21日現在】

◆建設・購入の場合

基本融資額	年 0.55%
特例加算額	年 1.45%

◆補修の場合

年 0.55%

※ 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
※ 被災者に貸すために住宅を建設、購入又は補修する場合の融資金利は、上表と異なります。
※ 融資金利は、原則として毎月改定します。融資金利の詳細及び最新の融資金利は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

■融資限度額

◆建設の場合（土地を取得して住宅を建設する場合）

基本融資額（建設資金）1,650 万円 ＋ 基本融資額（土地取得資金） 970 万円
＋ 基本融資額（整地資金）440 万円 ＋ 特例加算額（建設資金）510 万円

◆新築住宅購入の場合

基本融資額（購入資金）2,620 万円 ＋ 特例加算額（購入資金）510 万円

◆補修の場合

基本融資額（補修資金）730 万円 ＋ 基本融資額（整地資金又は引方移転資金）440 万円

※ 各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります（10 万円以上 10 万円単位）。
※ リ・ユース（中古）住宅の購入の場合、被災親族同居の場合等、条件により融資限度額は異なります。融資限度額の詳細は、３ページをご覧ください。

■お申込みいただくためには

地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。

※ 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、当該認定が解除されるまでの間、り災証明書の交付を受けていない場合であっても、住宅を建設又は購入する場合に限り、お申込みいただけます。ただし、長期避難世帯の認定が解除された後にお申込みいただく場合は、り災証明書の提出が必要となります。

お申込みいただける方

次の (1)から (4)までの全てにあてはまる方

※ 既に被災住宅の復旧が行われている場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。

(1) 自然災害により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」といいます。）の所有者又は居住者で、地方公共団体から次表の「り災証明書」を交付されている方

・建　設 ・新築住宅購入 ・リ・ユース（中古）住宅購入	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」（「一部破損」を除きます。） ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」（写）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書」により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます（「一部破損」は対象になりません。）。
・補　修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」（「一部破損」も対象になります。）

※ 災害復興住宅融資をお申込みいただく方には、申込時に「り災証明書」（写）を提出していただきます。
なお、地方公共団体の「り災証明書」の交付が遅れる場合は、融資の契約時までに「り災証明書」（写）をご提出いただくことを融資の条件とします。

※ 「り災証明書」とは、地方公共団体が現地調査等により被害状況を把握し、被災住宅の被害程度について証明する書類をいいます（名称は問いません。）。

※ 被災住宅本体の補修資金として災害復興住宅融資をご利用されない場合でも、整地資金のみで災害復興住宅融資をお申込みいただけます。ただし、整地資金のみでお申込みいただく場合でも、住宅に被害を受けた旨のり災証明書が必要です。また、被災住宅に係る補修工事の実施が必要です。

(2) ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方

※ 被災住宅に居住していた満 60 歳以上の親等（父母・祖父母等）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合は、「親孝行ローン」を申し込むことができます。被災住宅に居住していた方が、融資を申し込む方又はその配偶者の直系尊属等であることが要件となります。

※ 被災者に貸すために住宅を建設、購入又は補修する場合も対象になりますが、この場合は、連帯保証人が必要になる等の要件があります。

※ 賃貸事業を行う場合は、「災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）のご案内」をご覧ください。

(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次表の基準を満たしている方

年　収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

※ 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資のほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）、家賃、地代等ご融資後も継続する支払をいいます。

(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

融資を受けることができる住宅

建設	住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅
新築住宅購入	次の①及び②を満たす住宅 ① 住宅部分の床面積又は専有面積が50㎡（マンションの場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工日から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのない住宅
リ・ユース（中古）住宅購入	次の①から③までの全てを満たす住宅 ① 住宅部分の床面積又は専有面積が50㎡（マンションの場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工日から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 ③ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅
補修	床面積・築年数に関する制限はありません。

※ 建設又は購入する場合で、被災前の住宅部分の床面積が175㎡を超えているときは、被災前の住宅部分の床面積が上限です。また、申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族も被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。

※ 融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要です。

※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要です。

※ 被災親族同居（申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設され、又は購入された融資住宅に申込本人と同居することをいいます。）による融資額の加算を受ける場合の住宅部分の床面積の下限は145㎡（マンションの場合は110㎡）となります。被災親族同居の要件等の詳細は、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください（機構ホームページで入手できます。）。

※ 機構の定める技術基準に適合していることが必要です。また、地方公共団体等による現場審査を受けることが必要です（現場審査の時期は、建設の場合は屋根工事完了時等、購入の場合は融資承認後かつ竣工後、補修の場合は補修工事完了時です。）。

※ １つの被災住宅にお住まいだった方々（例：親と子）が別々の住宅を建設又は購入する場合、それぞれの住宅について、災害復興住宅融資をお申込みいただける場合があります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せください。

担保 （抵当権）	原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第１順位の抵当権を設定（補修の場合は後順位の設定でかまいません。）していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要です。 ※ 申込時点で機構（旧公庫を含みます。）からの借入残高（無担保のものに限ります。）がある場合で、融資額に当該残高を加えた額が300万円超となる場合は、抵当権の設定が必要となります。 ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さま負担となります。 ※ 建設又は購入の場合で、被災住宅に機構（旧公庫を含みます。）の融資又は【フラット３５】（買取型）に係る抵当権が設定されているときは、今回の災害復興住宅融資に係る抵当権と併せて抵当権を設定していただきます。 ※ 建設の場合で、土地に他の借入金のための抵当権が設定されているときは、機構から当該抵当権の抵当権者である金融機関に対し災害復興住宅融資の抵当権等の融資条件について説明を行うこともできます。 なお、当該抵当権が設定されているため、土地に機構のための第１順位の抵当権を設定することができない場合は、融資対象となる建物及び土地以外の土地（土地に建物が存在する場合は当該建物を含みます。）についても担保提供いただくこと等の条件を満たすことにより、融資をお申込みいただける場合があります。ただし、審査の結果、融資をお断りしたり、希望融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
融資額	各所要額の合計額又は次表の合計額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上10万円単位）。 ※ 国、地方公共団体等から住宅建築に対する補助金を受けられる方は、希望融資額が減額になる場合があります。 ※ 今回の住宅の建設、購入又は補修に付随して発生する費用（お客さま負担分）について、建設費、購入費又は補修費の所要額に含めることができるものがあります。詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご確認ください（機構ホームページで入手できます。）。

(1) 建設

基本融資額			特例加算額
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金
1,650万円（*1）	970万円（*2）	440万円	510万円

(*1) 被災親族同居（申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居することをいいます。）の場合は2,280万円が限度となります。被災親族同居の要件等の詳細は、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。

(*2) 賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上表の金額と異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せください。

※ 基本融資額（建設資金）と特例加算額（建設資金）の合計額は、建設費が限度となります。
※ 特例加算額（建設資金）は、基本融資額（建設資金）を超えて借入れを希望する場合にご利用いただけます。
※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、それぞれの所要額が限度となります。
※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、基本融資額（建設資金）をご利用いただく場合に併せてご利用いただけます。
※ 損壊家屋の除去費用も融資対象として建設費に含めることができます。
※ 基本融資額（土地取得資金）は、被災日後に土地を取得した場合に限りご利用いただけます。
※ 基本融資額（整地資金）は、住宅の建設に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造等を行う場合にご利用いただけます。

(2) 購入

住宅の区分		基本融資額	特例加算額
新築住宅		2,620万円（*3）	510万円
リ・ユース（中古）住宅	リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	2,320万円（*3）	
	リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	2,620万円（*3）	

(*3) 被災親族同居（申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに購入された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。）の場合で土地の権利が所有権のときは、新築住宅、リ・ユース（中古）プラス住宅及びリ・ユース（中古）プラスマンションは3,250万円、リ・ユース（中古）住宅及びリ・ユース（中古）マンションは2,950万円が限度となります。被災親族同居の要件等の詳細は、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください（リ・ユース（中古）プラスマンション：中古住宅のうちマンションで、機構の定める「住宅の構造」、「耐震性」、「劣化状況」及び「維持管理」の基準に適合するものをいいます。リ・ユース（中古）プラス住宅：中古住宅のうち一戸建て等で、機構の定める「住宅の構造」、「耐震性」及び「劣化状況」の基準に適合するものをいいます。）。

※ 基本融資額（購入資金）には、基本融資額（土地取得資金）の970万円が含まれます（基本融資額（土地取得資金）単独では、ご利用いただけません。）。なお、賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上表の金額と異なります。
※ 基本融資額（購入資金）及び特例加算額（購入資金）の合計額は、購入価額が限度となります。
※ 特例加算額（購入資金）は、基本融資額を超えて借入れを希望する場合にご利用いただけます。

(3) 補修

補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円（*4）	440万円（*4）

(*4) 整地資金と引方移転資金の両方をご利用いただく場合は、合計で440万円が限度となります。

※ 補修資金、整地資金及び引方移転資金は、それぞれの所要額が限度となります。
※ 被災した住宅を段階的に補修する場合は、補修工事の時期に応じて２回に分けてお申込みいただけます。段階的に補修を行う場合、先行して行う補修のための資金及び２回目の補修のための資金の融資額の合計額は、上表の金額が限度となります。
※ 補修資金は、被災住宅部分の補修のほか、被災住宅部分の補修に併せて行う増築工事や門塀だけの補修にもご利用いただけます。
※ 整地資金は、被災住宅部分の補修に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造等を行う場合にご利用いただけます。
※ 引方移転資金は、補修資金と併せてご利用いただきます。

<table>
<tr><td>返済期間</td><td>次の①又は②のいずれか短い期間で設定していただきます（１年以上１年単位）。
① 申込区分・構造等による最長返済期間
<table>
<tr><td rowspan="2">・建設
・新築住宅購入</td><td>耐火・準耐火・木造（耐久性）</td><td>35 年以内</td><td rowspan="4">ご融資の契約日から最長３年間（１年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます（*）。
（*）元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80 歳です。</td></tr>
<tr><td>木造（一般）</td><td>25 年以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">リ・ユース（中古）住宅購入</td><td>リ・ユース（中古）プラス住宅
リ・ユース（中古）プラスマンション</td><td>35 年以内</td></tr>
<tr><td>リ・ユース（中古）住宅
リ・ユース（中古）マンション</td><td>25 年以内</td></tr>
<tr><td>補修</td><td colspan="2">20 年以内</td><td>返済期間内でご融資の契約日から１年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません。）。</td></tr>
</table>
② 「80 歳」－「完済時年齢の対象となる方の申込時の年齢（１歳未満切上げ）」</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
※ 融資額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いをご利用いただけます。また、特例加算額が120万円以下となるときは、基本融資額についてのみボーナス併用払いがご利用いただけます。
※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。
※ ボーナス払い分は、基本融資額と特例加算額の融資額ごとに10分の４以内で50万円単位となります。
※ 返済額の試算は、機構ホームページ（www. jhf. go. jp）又は機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）で行うことができます。</td></tr>
<tr><td>申込
受付期間</td><td>被災日から２年間です。
※ 建築又は居住に法律等による制限（機構が別に定めるものに限ります。）が行われている地域において建設、購入又は補修する場合で、上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後６か月以内であればお申込みいただけます</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>必要ありません（被災者に貸すための住宅を建設、購入又は補修する場合は、連帯保証人が必要です。）。</td></tr>
<tr><td>火災保険</td><td>返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。建物の火災による損害を補償対象としていただきます。保険金額は、機構からの総借入額以上（*）としていただきます。
（*）総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額としていただきます。
※ 火災保険料は、お客さま負担となります。</td></tr>
<tr><td>団体信用
生命保険</td><td>機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。
※ ご加入された場合の特約料は、お客さま負担となります。</td></tr>
<tr><td>融資
手数料</td><td>必要ありません。</td></tr>
<tr><td>お申込時の
提出書類</td><td>「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください（機構ホームページで入手できます。）。</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td>郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
※ 機構（旧公庫）融資又は【フラット３５】（買取型）をご返済中の場合は、原則として、現在ご返済中の取扱金融機関にお申込みください。
※ 契約や返済等の手続は、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。</td></tr>
</table>

【ご注意】

1. お申込みの条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
2. お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。
3. 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

■お問合せ先・申込関係書類の請求先

被災された方からの融資等のご相談、「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）及びお申込みに必要な書類のご請求は、こちらへご連絡ください。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） 0120-086-353（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜ＴＥＬ０４８-６１５-０４２０＞におかけください（通話料金がかかります。）。
※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：９：００～１７：００）（祝日及び年末年始を除きます。）。

このリーフレットは、災害復興住宅融資の概要を説明しています。融資制度の詳細は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、機構ホームページ（www. jhf. go. jp）でご確認ください。

〈平成 30 年４月作成〉

日事連発第 58 号
平成 30 年 6 月 22 日

単　位　会　会　長　　殿

一般社団法人　日本建築士事務所協会連合会
会　長　　佐　野　　吉　彦

建築物の既設の塀の安全点検について（依頼）

平素より本会の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

6 月 18 日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、国土交通省では「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県行政主務部長に対して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むように依頼しています。

また、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、学校に限らず、既存の塀について安全点検するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をしたところです。

国土交通省から別添のとおり塀の診断等の依頼への協力要請がなされましたので、貴会におかれましては上記につきまして会員事務所へご周知いただくとともに、既設の塀の診断等について地方公共団体、所有者等から相談・協力依頼等がございましたらご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

１．送付文書
①建築物の既設の塀の安全点検について（依頼）（本文）
②建築物の既設の塀の安全点検について（都道府県建築行政主務部長宛）
③建築物の既設の塀の安全点検について（団体宛）

２．国土交通省ホームページ
○建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000731.html

国住指第１１３１号
平成３０年６月２１日

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

国土交通省では、平成３０年６月１８日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、６月１９日に国住指第１０９２号「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県建築行政主務部長に対し、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むよう依頼しているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、６月２１日には国住指第１１３０号により、学校に限らず、既存の塀について安全点検するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、特定行政庁向けの通知内容を別添のとおりお知らせしますので、貴団体におかれても、塀の診断等の依頼に協力いただきたく、会員への周知をお願いします。

国住指第１１３０号
平成３０年６月２１日

都道府県建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

平成３０年６月１８日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、既に６月１９日国住指第１０９２号「学校における既設の塀の安全対策について」により、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組んでいただいているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

これを参考に、学校に限らず、既存の塀について、所有者等に下記の通り安全点検するよう、注意喚起をお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくお願いします。

記

１．塀の所有者等への注意喚起について

国土交通省において作成した別紙１のチェックポイントについて、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、別紙２を参考に、所有者等からの問い合わせに対応願います。なお、所有者等に対する周知の際には、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨注意喚起願います。

なお、チェックポイントについては国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html）に掲載しています。

２．関係団体の協力

当職より、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会に協力をお願いしているところであるので申し添えます。

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1

国土交通省

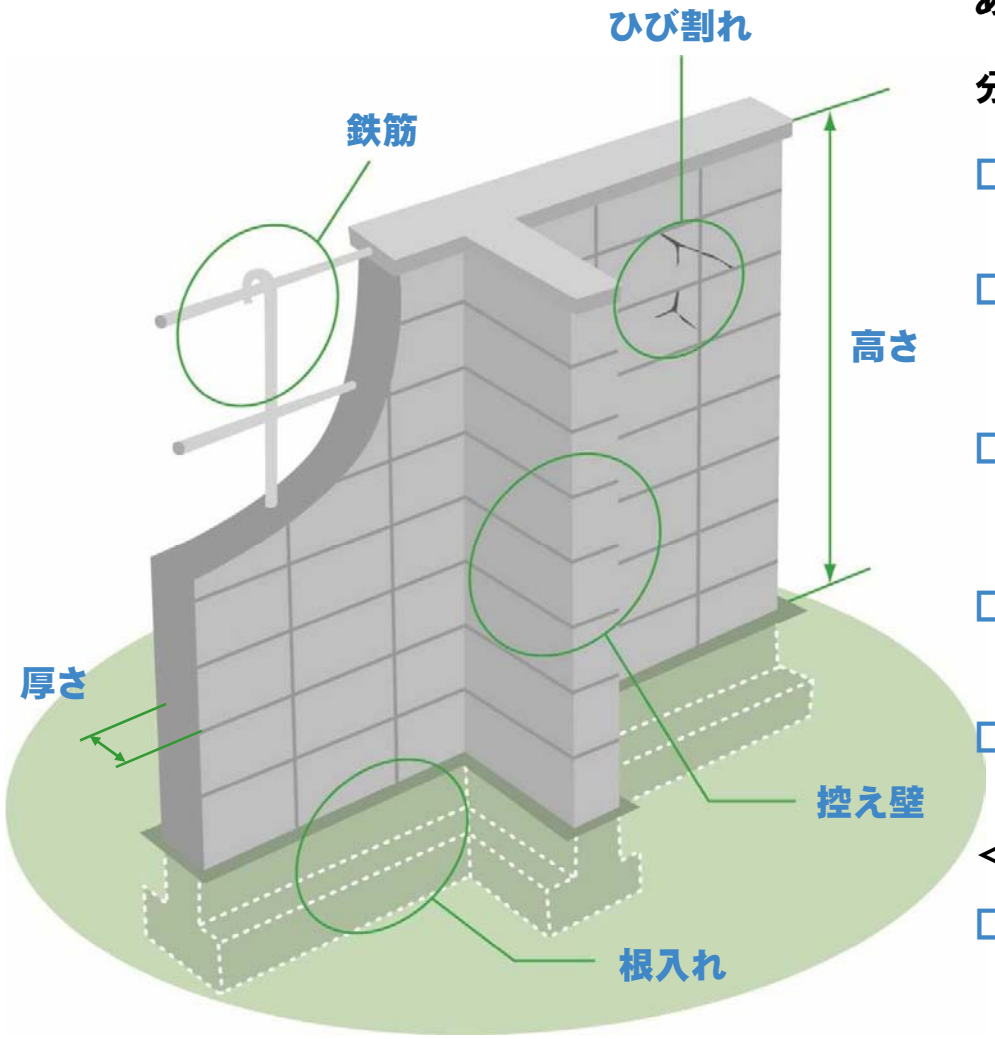

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」 日本建築防災協会　2013．1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

□ 1．塀は高すぎないか
- 塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□ 2．塀の厚さは十分か
- 塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

□ 3．控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
- 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

□ 4．基礎があるか
- コンクリートの基礎があるか。

□ 5．塀は健全か
- 塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

□ 6．塀に鉄筋は入っているか
- 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- 基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合
□ 1．塀の高さは地盤から1.2m以下か。
□ 2．塀の厚さは十分か。
□ 3．塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
□ 4．基礎があるか。
□ 5．塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞
□ 6．基礎の根入れ深さは20cm以上か。

（別紙２）

＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

① 高すぎないか。（組積造は 1.2m以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m以下）

② 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm＜高さ 2m超は 15cm＞以上）

③ 控え壁があるか。（組積造は 4m以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける）

④ 基礎があるか。

⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。

⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。

⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

（注）補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　高さは、1.2 メートル以下とすること。

二　各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。

三　長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。

四　基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロツクは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空胴部及び縦目地に接する空胴部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2　補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空胴部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　高さは、2.2 メートル以下とすること。

二　壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。

三　壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。

四　壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。

五　長さ 3.4 メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。

六　第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七　基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

詳しくはホームページで
三和シャッター 検索

●ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ、落下した際のガラス飛散の心配がいらない。
●中桟や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。
●壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁『サンスモーク』
防煙シート テンションタイプ BTS

三和グループ 三和シャッター工業株式会社 082-297-3014

システムを売る建材の専門商社

株式会社アマノ

広島支店
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号
東部流通団地
Tel(082)885−3411 Fax (082)885−3400
本 社／尾道 支店／尾道・福山
営業所／松山・三原・岡山・山陰・備北
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

杭 地 業：PHCパイル(日本ヒューム・ジャパンパイル・日本コンクリート工業)
工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム)：
場所杭：杭引抜工
地盤改良：柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル
地質調査：ボーリング・サウンディング試験
外壁工事：ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザワ・神島化学工業)
サイディング(ケイミュー・ニチハ)
住設工事：ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)
その他工事：住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電
什器備品・木製建具・エレベーター
外構工事：膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品
ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

BX 文化シャッター

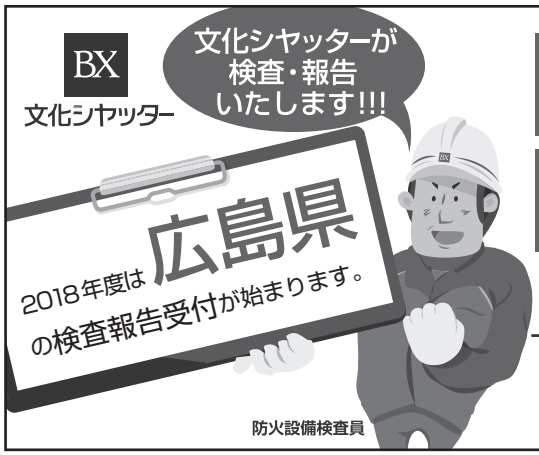

防火設備の定期検査・報告は文化シャッターにお任せください!!!

文化シャッター株式会社 ホームページ http://www.bunka-s.co.jp/
本 社 〒113-8535 東京都文京区西片1丁目17-3 tel : 03-5844-7111
中四国支店 〒734-0013 広島県広島市南区出島2-4-49 tel : 082-256-6700

矢作建設グループには全国で6500件以上の耐震補強実績があります。

ピタコラム

セスレット

制震ピタコラム

■建物を使用しながら工事が可能 ■高層建築物に対応 ■眺望・採光を確保

矢作建設工業株式会社 www.yahagi.co.jp
広島支店 〒732-0052 広島市東区光町1-9-28 第一寺岡ビル7階
TEL:082-264-6680 FAX:082-264-6683

国土入企第１３－２号
平成３０年７月２日

各局等　殿

土地・建設産業局長
（ 公 印 省 略 ）

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革に向けては、個々の建設業者や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることに鑑み、平成２９年６月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年８月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成３０年６月２９日に第１９６回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成３１年４月の法施行から５年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

貴局等におかれましては、本ガイドラインの内容等を十分に御理解いただき、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底していただくとともに、所管の独立行政法人や特殊法人等、また、民間発注者団体等に対して、本ガイドラインの内容を周知していただきますよう、お願い致します。

国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000156.html

〈営業品目〉
杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発
建設資材の総合商社

光和物産株式会社

広島支店／〒733－0001　広島市西区大芝２丁目10番23号
TEL（082）230－1855㈹　FAX（082）230－1866

NEW
ダウンライト3兄弟
選べる3タイプの調光スタイル

プルレス色温度切替調光タイプ ダウンライト 楽調（らくちょう）
昼白色と電球色をスイッチ切替え
プルレススイッチで昼白色（5000K）と電球色（2700K）を切替え可能。明るさは100%～1%の範囲で自在に調節できます。
色温度切替・調光イメージ
明るさ（調光）
グリッ
100%
1%
5000K 昼白色
色温度（スイッチ切替）
2700K 電球色
パチッ パチッ

市販灯黒調光タイプ ダウンライト 温調（ぬんちょう）
もっとあたたかい色へ
調光して明るさを落としていくと、よりあたたかい色の光に変化します。明るさは100%～1%の範囲で自在に調節できます。
色温度・明るさ調節イメージ
明るさ（調光）
グリッ
100% 点灯時 2700K
明るさの必要な時に
70% 点灯時 2600K
テレビを観ながらくつろぐ時に
20% 点灯時 2300K
穏り雰囲の暮かなひと時に
1% 点灯時 2000K
安心の常夜灯として夜間に

プルレス段調光タイプ ダウンライト 段調（だんちょう）
明るさをスイッチ切替え
プルレススイッチで明るさを100%-70%-1%に切替えられ、調光器がなくても手軽に室内の雰囲気を替えられます。省エネにもおすすめの器具です。
段調光イメージ
全灯（明るさ100%）
段調光（明るさ70%）
常夜灯（明るさ1%）
押す
押す

大光電機株式会社
中四国支店/Tel.(082)247-6711　Fax.(082)249-5472　〒730-0811 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル8F
DAIKO
http://www.lighting-daiko.co.jp

エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します

耐火塗料
SKタイカコート

不燃断熱材
セラミライトエコG

内装用汚染防止エマルション塗料
セラミフレッシュIN

水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材
SKスペシャルフロアー

建築仕上材の総合メーカー
エスケー化研株式会社
エスケー化研ホームページ
www.sk-kaken.co.jp
TEL:082-943-5043　FAX:082-943-5036
広島支店：広島市佐伯区五日市港２－１－５

美和ロック・HORIロック　広島地区代理店

梅田株式会社

〒733-0815　広島市西区己斐上４丁目31番２号
TEL082-507-1191㈹・507-1189

<月　間　行　事>

平成30年７月１日～平成30年７月31日

○７月２日	建築士定期講習	於：みよしまちづくりセンター	11名出席
○７月３日	総務渉外委員会 こだわりの建築展　賛助会員ブース打ち合わせ		
○７月４日	広島県消費生活課建築相談	於：広島県生活センター	益本指導委員出席
○７月６日	日事連事務局連絡会議	於：銀座東武ホテル	長谷川職員出席
	広島県外壁補修工事業(協)総会懇親会	於：広島ガーデンパレス	車田副会長出席
○７月７日	第25回岸田文雄「新政治経済塾」		中止
○７月10日	三役会・理事会		
○７月12日	情報・編集委員会		
○７月17日	広島商工会議所第６回議員総会	於：広島商工会議所	車田副会長出席
○７月18日	建築士定期講習	於：建築サロン	25名出席
○７月19日	第９回建築士事務所とつくるこだわりの建築展実行委員会		
○７月23日	都市環境委員会		
○７月24日	管理建築士講習	於：建築サロン	19名出席
○７月26日	業務委員会		
	広島市住宅相談	於：広島市役所	立石指導委員長出席
	(一財)建設物価調査会「中国地区建設物価懇談会」 於：リーガロイヤルホテル広島		河原専務理事出席

○７月27日　第９回建築士事務所とつくるこだわりの建築展　於：紙屋町シャレオ

○７月28日　建築物耐震診断等評価委員会
長崎和孝氏・佐々木昭二氏叙勲受章を祝う会
於：ＡＮＡクラウンプラザホテル広島　衣笠会長・河原専務理事出席

＜今後の行事予定＞

○８月９・10日　第２回日事連中四国ブロック協議会　於：高知パレスホテル

○８月20日　建築士定期講習　於：三原シティホテル

○８月23日　建築士定期講習　於：広島商工会議所

○８月29日　適合証明技術者講習　於：広島商工会議所

○９月10日　建築士定期講習　於：福山市市民参画センター

○９月14日　三役会・理事会

○９月28日　建築士定期講習　於：広島商工会議所

○10月５日　第42回建築士事務所全国大会（東京）

委員会報告

Interview 特集

Special Interview for Architects & Engineers in Hiroshima

広島の建築士に求められる BIM, コンピューテーショナルデザイン

第 1 回（全3回）

コンピューテーショナルデザインに至るまで

講師　杉田　宗｜ 広島工業大学 環境学部 建築デザイン学科 助教

聞き手　広島県建築士事務所協会｜井川 博英（清水建設 広島支店）
高山 淳（Node Links 構造設計事務所）
尾立 道泰（坂内建設）

■インタビュー主旨

BIM やコンピューテーショナルデザインについて、その進化や必要性について、広島を拠点とする多くの建築士が、避けては通れないと自覚しながら二の足を踏んでいる、というのが現在の状況ではないでしょうか。そこで、この度コンピューテーショナルデザインの草創期からその最先端であるアメリカで学び、中国の設計事務所や、東京大学建築学専攻でコンピューテーショナルデザインを実践した後、現在広島工業大学で、コンピューテーショナルデザイン、デジタルファブリケーションについて教鞭をとる杉田先生に、広島の建築士に求められる BIM やコンピューテーショナルデザインについてインタビューを行いました。

読者の皆様には、インタビューを通して、自分はこれからどのようにコンピューテーショナルデザインと向き合っていけばよいか、まずは何から始めたら良いか、世代ごとに異なる立ち位置から、インタビューの中にヒントを見出していただければ幸いです。

■ 第 1 回は、杉田先生のコンピューテーショナルデザインとの出会い、現在の広島工業大学のコンピューテーショナルデザイン・デジタルファブリケーションの状況を伺いました。

聞き手：本日はよろしくお願いいたします。はじめに、杉田先生がコンピューテーショナルデザイン・デジタルファブリケーションの研究を始めたきっかけから、現在の活動までをお聞かせ下さい。

杉田：私は、広島で祖父が始めた設計事務所がある環境で育ちました。(※1) 高校生の時に交換留学でアメリカに渡り、その後インテリアデザインやプロダクトデザインに興味を持ちニューヨークの大学へ進学しました。インテリアを学んでいた 2001 年に 9.11 アメリカ同時多発テロに遭遇し、その翌年 1 年大学を休学しバックパッカーとしてヨーロッパを旅しました。ヨーロッパの旅を通し、インテリアデザインとも異なる建築のパワーに惹かれ、建築を学びたいと思うようになりました。2000 年頃は CG が全盛期で、私も

左より、井川、尾立、杉田助教、高山（ 2018.04.27 広島工業大学杉田研究室にて ）

CG の世界に魅せられました。学部卒業後にニューヨークの設計事務所で勤務した後、2006 年より中国の設計事務所 MAD(※2)に 1 年間勤務しました。MAD では多くの検討に、AutoCAD や Rhinoceros（※3）を使用し、プログラミングを用いた作業の自動化や効率化などを行っていました。

その後 2007 年よりセシル・バルモント（※４）が教鞭をとるペンシルバニア大学大学院の修士課程に進み、アルゴリズム建築の生成について研究しました。セシル・バルモントは構造家ですが、いわゆる構造の話は全くしない方で、自己生成的に生まれる建築や、建築のあり方の指導を受け、群知能（スワムインテリジェンス）を用いた建築の研究に注力しました。大学院修了後、地元広島に戻る決断をし、杉田三郎建築設計事務所に入社、日本での設計活動をスタートしました。当初は、留学時代の友人がいた竹中工務店が取り組んでいた国際コンペを 1 ～ 2 年手伝い、その後東京大学に研究室スタッフとして入りました。建築家の隈研吾先生が東大に来られた際に、日本の建築教育を変える必要性を訴え、米国や欧米の建築教育を東大でも実践するために小渕祐介先生（※5）を招聘し、私はそこで 2 年間アシスタントを務めました。ただ、ずっと何かするなら広島で頑張ろう、という想いが心の中にありました。

2015 年に広島工業大学に入りましたが、日本に必要な建築教育だけでなく、地方における建築の仕事の変化にも強い興味があります。**杉田設計のような、ごく平均的な中小規模の設計事務所にデジタルの力が加わることで、何か革新的なことが出来るのではないか、という考えもあり、大学での教育や研究と並行し、杉田設計を拠点に「ヒロシマ BIM ゼミ」(※6)を定期的に開催し､広島で BIM･コンピューテーショナルデザイン・デザインファブリケーションを広く普及させようと活動しています。**

聞き手：大学で現在主に受け持っている授業や、その内容、学習目標についてお聞かせ下さい。

杉田：広島工業大学環境デザイン学科は 2016 年に建築デザイン学科に改編されました。建築を柱に、新たに木工・インテリアとデジタルデザインが加わりました。「コンピューテーショナルデザイン」という授業では、Rhinoceros や Grasshopper を使い、3D で考え、デザインができるようになることを目指し、「デジタルファブリケーション」という授業では、レーザーカッターや 3D プリンターといったデジタル加工機を使ってデザインを具現化できるようになることを目指しています。また「BIM 実習」では BIM を使い、基本設計レベルまでの設計ができるようになることを目標としています。これら 3 つの授業を通して、最先端の幅広い知識や技術を習得できるカリキュラムになっています。

聞き手：広島工業大学のコンピューテーショナルデザイン・デジタルファブリケーションの教育環境は西日本一、と伺ったことがありますがその通りでしょうか。

杉田:広島工業大学では、2015 年から充実した設備を備え、教育を始めています。**我々は毎年 60 人くらい BIM を扱える人材を輩出しようとしています。全国的にもこの規模は無く、今後彼らが広島を拠点に活躍してくれるようになった時、広島は相当おもしろいことになっているはずです。**今年、京都工芸繊維大学は大規模ハブ施設を整備し、同様の動きは全国の様々な大学でみられるようになってきました。今後はそういった拠点が繋がる中で、広島らしさが重要視される時代に入ると思います。

2 年前期課題「デジタルファブリケーション」での作品　3DCAD と NC 加工機を使い、各グループが考えるスツールを製作した

聞き手：学生の指導と併せ、現在行っている研究活動についてお聞かせ下さい。

杉田：大きく分けて、コンピュテーショナルデザイン（ デザイン･設計) とデジタルファブリケーション (生産･工法) の分野において、家具から建築まで幅広いスケールの研究を 4 年生と共に進めています。これらの研究を発展させ、将来は国際学会等の場で発表したいと考えています。広工大に着任してまだ 2 年目のため、研究の趣旨を学生に理解してもらうことから始めている段階です。**日本では、絶対的にコンピューテーショナルデザイン・デジタルファブリケーションのスキルを有する人材が不足しており、教育機関の貢献も限られます。広島工業大学でコンピューテーショナルデザイン・デジタルファブリケーションを学んだ学生は、必ず国内外で活躍できる人材になれると確信し教育に取り組んでいます。**

■来月号では、インタビューのメインテーマとなる、コンピューテーショナルデザインへの取り組み方について語っていただきます。

■注釈

※1 杉田三郎建築設計事務所
2018 年に設立 70 周年を迎える。昭和 23 年広島建築家クラブ（ 広島県建築士事務所協会の前身組織 ）設立時会員 6 事務所の一つ。設立者杉田三郎さん（故人）は広島県建築士事務所協会 4 代目会長。現代表杉田輝征氏は同協会 11 代目会長。

※2 設計事務所 MAD
2004 年、早野洋介氏と二人の中国人により北京に設立された設計事務所。2006 年カナダで開催された「アブソリュート・タワー」のコンペで最優秀となった。「マリリン・モンロー」の愛称が付く超高層タワーレジデンスは、うねる曲線が立ち上がる 3DCAD を駆使したデザインとなっている（2011 年竣工）。中国の建築設計事務所が海外のメジャーコンペで勝った初めてのケースとも言われている。

※3 Rhinoceros
Rhinoceros（ライノセラス）ならびに Grasshopper（グラスホッパー）は、現在世界標準的な 3D ソフトであるが、もともと AutoCAD のプラグインソフトとして始まった。最新バージョンは Rhinoceros6。

※4 セシル・バルモント
建築構造家。スリランカ出身。イェール大学教授、ハーバード大学教授、ペンシルバニア大学教授を歴任。近作としては、台中国家歌劇院（設計：伊東豊雄氏）がある。

※5 小渕祐介
東京大学准教授、プリンストン大学客員准教授。世界の先端のコンピューテーショナルデザインを日本に導入し、プログラミングや 3D モデリングを駆使したコンピューテーショナルデザインや、デジタルファブリケーションを研究している。

※6 ヒロシマ BIM ゼミ
2017 年より広島工業大学でスタートした「BIM 実習」を担当する 3 名が中心となり、広島で BIM についての意見交換ができる場として、杉田三郎建築設計事務所を会場に行っているイベント。BIM の活用と普及の推進や、BIM を活かした横断的なコラボレーションの誘発を目標に、2 ヶ月に 1 度のペースで開催されている。

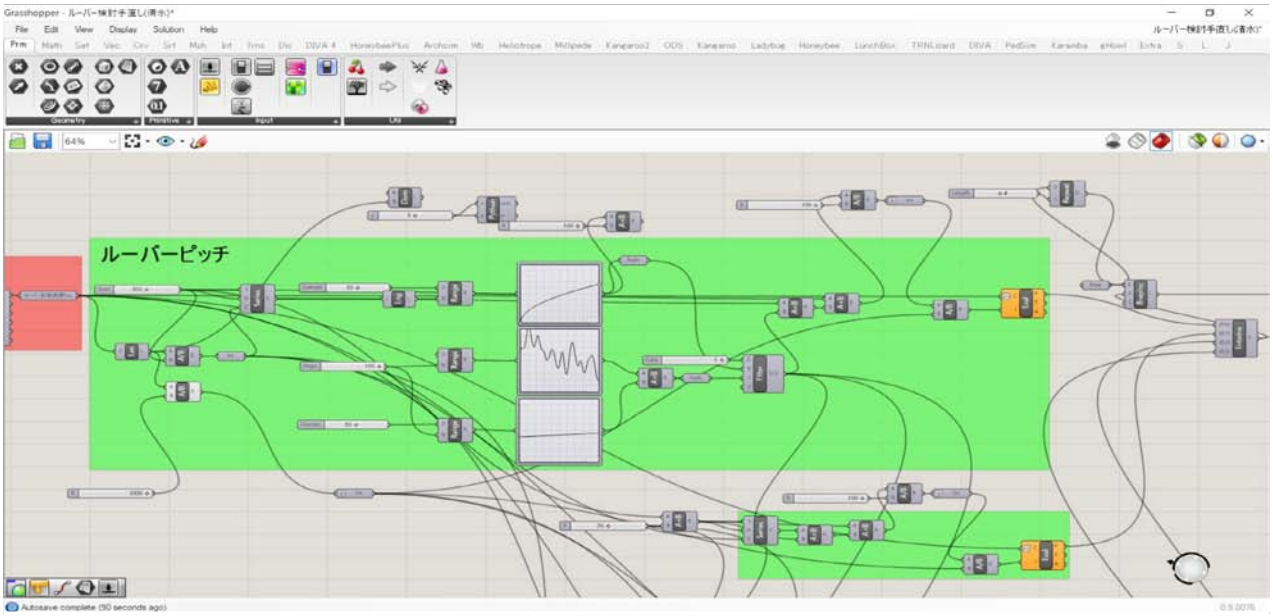

図はパラメトリックモデリングを Rhinoceros 上で、Grasshopper を用いて行っているモニター画面の様子

2 年前期「デジタルファブリケーション」の授業風景　課題を 2 ～ 3 名のグループで取り組む事で、人と議論しながら創り上げることを学ぶ

3 DCAD の中で検討や試作を繰り返すことで、課題や問題を可視化し、スムーズな協働を行う

正会員各位

（一社）広島県建築士事務所協会
技術委員会

浮力起伏式止水板製作工場見学会のご案内

拝啓　初夏の候、皆様にはいっそうご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度、建築業務に携わる正会員の方々の知識向上の一貫として、賛助会員の文化シヤッターさんで取り扱っている浮力起伏式止水板を製作している（株）宇根鉄工所の工場見学会を開催いたします。

近年、ゲリラ豪雨による災害が増えているなか、都市の地下空間や低地などでは、浸水被害の危険が高まっています。そこで独自に開発した浮力を利用し、豪雨による膨大な水をシャットアウトし、浸水被害に威力を発揮する止水板の動作を実体験していただくまたとない機会です。技術力の向上と自己研鑽のためにもぜひご参加くださいますようご案内申し上げます。

敬具

記

日　　時	平成30年8月24日（金）　13:30～15:30
場　　所	（株）宇根鉄工所　志和工場　　広島県東広島市志和町冠141 （山陽自動車道、志和インターを出て志和方面に向かい約1分です。）
見学内容	止水板の製品説明会及び展示機での水張動作確認
交通手段	各自、お車でのご来場をお願いします。（駐車場は完備しております。）
締　　切	平成30年8月17日（金） （下記参加申込書にご記入の上、事務局まで FAX にてお送りください。）
定　　員	20名　（定員に達し次第締め切ります）
C　P　D	2単位申請中
協　　力	文化シヤッター株式会社　中四国支店（営業開発部　橋本）
行　　程 （予　定）	13:30　挨拶、製品紹介 13:45　展示機での水張動作確認 14:15　製品説明会 14:45　質疑応答、意見交換 15:30　現地解散

浮力起伏式止水板

参加申込書　　（一社)広島県建築士事務所協会　行　（FAX:082－221－8400）

事務所名		E-mail	@
参加代表者氏名		電話番号 ※緊急連絡先	（　　）　　－
参加者氏名		参加者氏名	

※事務局受付印

連絡先　（一社）広島県建築士事務所協会
事務局　長谷川
TEL 082-221-0600　メール　info@h-aaa.jp

傷んだコンクリートをリフレッシュ
すぐれた技術・抜群の実績

リフリート工法

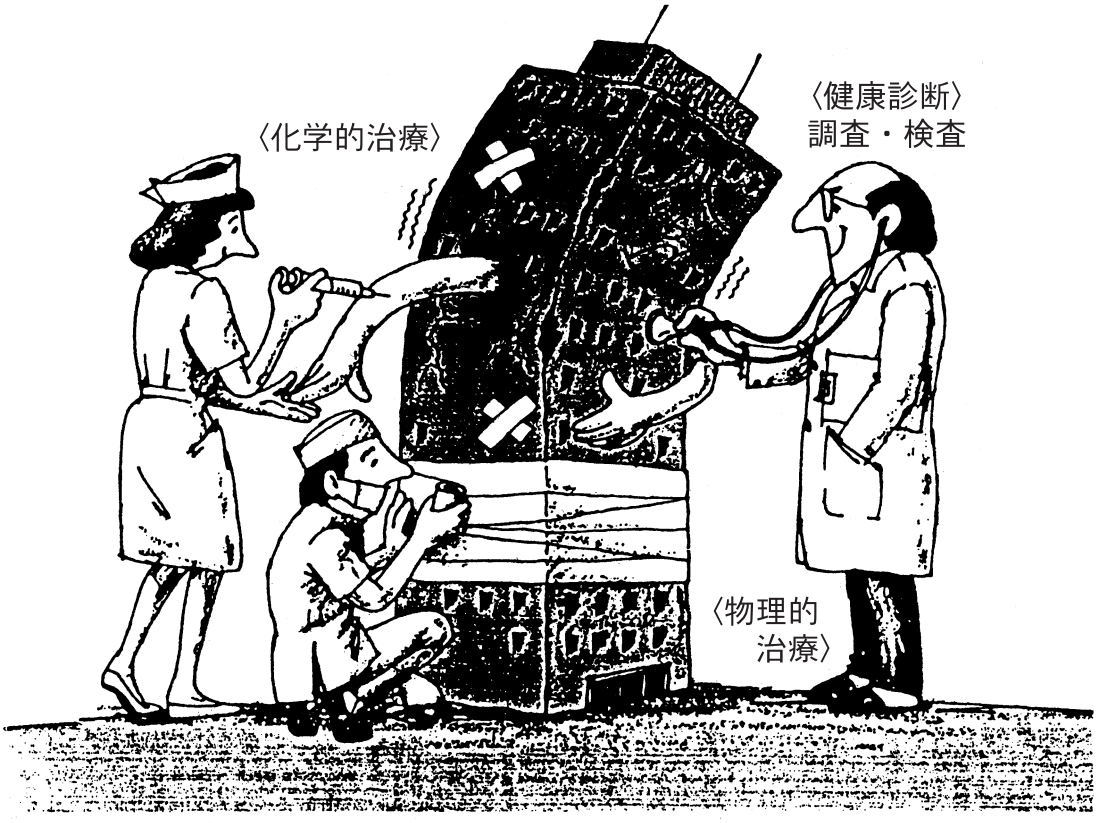

建物の調査と改修工事のご相談は

□ リフリート工業会 □

中国支部事務局（082）261－7191
（太平洋マテリアル㈱ 中国支店内）

http://www.refrete.com

アマノ企業㈱	☎ 0849-33-4704
㈱カシワバラ・コーポレーション	☎ 0827-22-1266
㈱カネキ	☎ 082-277-2371
㈱コンステック広島支店	☎ 082-236-6333
三共化学工業㈱	☎ 082-295-8600
㈱サンゼオン	☎ 082-291-1631
東興ジオテック㈱広島支店	☎ 082-497-4777
㈱長崎塗装店	☎ 082-291-0680
宮本塗装工業㈱	☎ 082-238-3511
㈱愛晃	☎ 082-262-3110

平成30年度マンションを中心とした改修工事における「ここが知りたい！」セミナーご案内

平素は当協会の事業にご協力、ご支援をいただき厚く御礼申し上げます。
昨年度に引き続き、マンション計画修繕部会では賛助会員部会と共催で勉強会を開催することとなりました。全５回シリーズで、セミナー内容は、５０分の講習と４０分の質疑応答となっております。この機会にご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

主　催　　(一社)広島県建築士事務所協会　マンション計画修繕部会
共　催　　(一社)広島県建築士事務所協会　賛助会員部会
会　場　　建築サロン(広島市中区八丁堀5-23　オガワビル2階)　　電話　082－221－0600
定　員　　25名　(25名を超える場合は別会場を手配します。その場合は追って連絡します。)
受講料　　無料
締　切　　各講習会開催日の前月の末日(7/31、9/29、11/30、1/31、3/31)
CPD　　1講習につき2単位を申請中
内容

	日　時	講　習　名	講習内容
第1回	平成30年8月21日(火) 16:00～17:30	**防水工事勉強会** 講師:㈱ダイフレックス	・防水改修のシックハウス、LCCなどについて
第2回	平成30年10月11日(金) 16:00～17:30	**塗装工事勉強会** 講師:エスケー化研㈱	・仕上げ塗装のクレーム、不具合について
第3回	平成30年12月6日(木) 16:00～17:30	**建具改修工事勉強会** 講師:三和シヤッター工業㈱	・建具改修(玄関扉等SD中心) ・防犯・耐震への対応
第4回	平成31年2月13日(水) 16:00～17:30	**耐震改修工法勉強会** 講師:㈱広島三友	・外付け、低コストの耐震改修工法
第5回	平成31年4月11日(木) 16:00～17:30	**タイル剥離防止工法勉強会** 講師:コニシ㈱	・タイル剥離防止工法(クリア塗膜)について

申込書は裏面です。

平成 30 年度マンションを中心とした改修工事における「ここが知りたい！」セミナー

申　込　書

FAX 送付先　082－221－8400
（広島県建築士事務所協会事務局あて）

事務所名	
電話番号	
E-mail	

希望セミナーに〇印をつけて下さい。
各社 2 名まで受け付けます。
会場の都合上、各社1名とさせていただく場合もございます。ご了解ください。

第1回　8/21 防水工事勉強会		氏　名		

第2回　10/11 塗装工事勉強会		氏　名		

第3回　12/6 建具改修工事勉強会		氏　名		

第4回　2/13 耐震改修工法勉強会		氏　名		

第5回　4/11 タイル剥離防止勉強会		氏　名		

今年のヘリテージマネージャー育成講習は９月スタート！！

第６期 広島県ヘリテージマネージャー養成講習会
（歴史的建造物保存活用資格者）

7月から受講者の募集開始

建築を地域の資産と考えるとき、現存する価値ある建造物、特に地域に親しまれた歴史的文化遺産を、いかに活用しその姿を残すか、また「まちづくり」という枠組みの中でどう活かしていくかが求められます。

「ヘリテージ」とは“世襲財産、先祖伝来の物、文化遺産”などと言う意味があります。

「ヘリテージマネージャー（歴史的建造物保存活用資格者）」は、地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、まちづくりに活かす能力を持った人材です。

現在、広島県ヘリテージマネージャーの登録者は、143名です。今年度もこのような人材育成を目的として「ヘリテージマネージャー養成講習会」を開催致します。

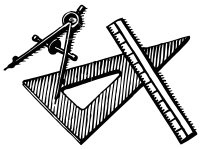

建築関係CPD
認定講座

期　　間：平成３０年９月～平成３１年２月
（土曜日、月２回、６時間/日　延べ１０日６０時間）
未履修の講義は、後年の受講により 修了可能です。

会　　場：広島県情報プラザ（広島市中区千田町3-7-47）
（実地研修の場合は現地）

定　　員：３０名

受講対象：・建築士（一級・二級・木造）資格者の方
・建築士試験の受験資格を有する方
・文化財保護・保全に関係のある方

受 講 料：一般　３６，０００円　　建築士会会員　３０，０００円

教 材 費：６，０００円

受講内容：・ヘリテージマネージャーの基礎知識
・建築修復の技法・工法（耐震構造、伝統建築物、近代建築物）
・環境計画（文化財と防災、歴史環境、まちづくり活動）
・演習（文化財調査、県内現場研修、アートマネージメント）など

主　　催：公益社団法人広島県建築士会

後　　援：広島県、広島県教育委員会

※講習修了者には、修了証を発行し、ヘリテージマネージャーとして公益社団法人広島県建築士会に登録します

募集案内は、ホームページ、会報誌（７月）に掲載します

≪文化庁「文化遺産を活かした地域活性化事業」の一環です≫

問合せ先
（公社）広島県建築士会
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F
TEL：082-244-6830(代) FAX：082-244-3840 e-mail：info@k-hiroshima.or.jp
http://www.k-hiroshima.or.jp

募集要項

建築関係CPD認定講座

平成30年度
広島県ヘリテージマネージャー
（歴史的建造物保存活用資格者）
養成講習会

文化庁「文化遺産を活かした地域活性化事業」

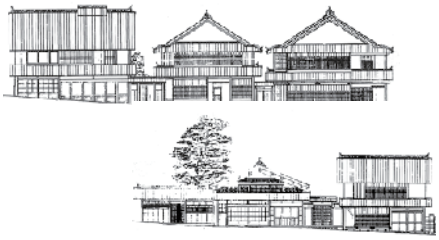

主催　公益社団法人広島県建築士会

後援　広島県・広島県教育委員会

ヘリテージマネージャーとは

建築を地域の資産と考えるとき、スクラップ＆ビルドで貴重な建物を簡単に壊すのではなく、今後はストック（今あるもの）を活用する取組が必要となります。
そこで、現存する価値ある建造物、特に地域に親しまれた歴史的文化遺産を建ったままでいかに活用しその姿を残すか、また「まちづくり」という枠組みの中でどう活かしていくかが求められるのです。
「ヘリテージ」というあまり聞きなれないこの言葉は“世襲財産、先祖伝来の物、文化遺産”などと言う意味があります。
「ヘリテージマネージャー（歴史的建造物保存活用資格者）」とは、地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、まちづくりに活かす能力を持った人材なのです。
６期目となります今年度も、このような人材育成を目的として「ヘリテージマネージャー養成講習会」を開催致します。

※全課程修了者には、修了証を発行しヘリテージマネージャー（歴史的建造物保存活用資格者）として公益社団法人広島県建築士会に登録します（H30年7月1日現在143名登録）

H29年度　現地講義の風景（尾道浄土寺）

募 集 要 項

期　　間：平成３０年９月１日～平成３１年２月２日
（カリキュラム参照）
会　　場：広島県情報プラザ（広島市中区千田町3-7-47）
（実地研修の場合は現地）
定　　員：３０名（先着順）
対 象 者：・建築士（一級・二級・木造）資格者の方
・建築士試験の受験資格を有する方
・文化財保護・保全に関係のある方
受 講 料：（修了証発行料、登録料を含む ※交通費は自己負担）
建築士会会員　３０，０００円
その他一般　　３６，０００円
教 材 費：6，０００円
受講内容：・ヘリテージマネージャーの基礎知識
・建築修復の技法・工法
・環境計画
・演習
申込方法：受講料および教材費を下記口座にお振込み頂き、金融機関の払込金受領書と裏面の受講申込書をＦＡＸして下さい。

広島銀行 大手町支店
普通　３２７７７６３
公益社団法人広島県建築士会

＊振込額合計
建築士会会員　36,000円
その他一般　　42,000円

※未履修の講義は後年に受講することで修了可能です。

主　　催：公益社団法人広島県建築士会
後　　援：広島県・広島県教育委員会

申込み・問い合わせ
公益社団法人広島県建築士会
〒730-0052　広島市中区千田町3-7-47
TEL.082-244-6830(代)　FAX.082-244-3840
http://www.k-hiroshima.or.jp

FAX.082-244-3840

受 講 申 込 書

ふりがな	
氏　　名	
生年月日	
自宅住所	〒
電話番号	
FAX番号	
携帯電話番号	
勤務先名	
勤務先住所	〒
電話番号	
FAX番号	
連絡先メール	
会員区別	一　般　・　広島県建築士会会員
建築士資格	あり（一級・二級・木造　　号）・なし
受講の動機	
文化財保護、まちづくり等の活動の履歴	

◆ＣＰＤ制度に参加されてる方はＣＰＤ登録番号をご記入下さい。
（　　）

講師紹介

敬称略　五十音順

石丸　紀興
㈱広島諸事・地域再生研究所 代表
元広島大学 教授
元広島国際大学 教授
（都市計画、戦災都市復興史）

岡　信治
（公財）文化財建造物保存技術協会 参事

岸野　裕児
岸野建築設計工房　代表

桑原　隆博
三次市文化財業務指導専門員
元広島県教育委員会　文化財課長

小林　純夫
（公財）文化財建造物保存技術協会 工事主任

沢田　伸
ひょうごヘリテージ機構H2O 代表世話人

藤田　盟児
奈良女子大学研究院
生活環境科学系 教授（建築学、建築史学）
前広島国際大学　教授

藤谷　義信
広島大学 名誉教授
元広島国際大学 教授（建築構造）

松田　智仁
広島市江波山気象館　館長

三浦　正幸
広島大学大学 名誉教授（古建築）

水田　丞
広島大学大学院 助教（建築歴史・意匠）

森保　洋之
広島工業大学　名誉教授（建築・まちづくり）

その他　各専門家

カリキュラム

≪時間はいずれも9：30～16：40≫

日程		時間	科 目	内容　細目
9/ 1 土	ヘリテージマネージャーの基礎知識	6	オリエンテーション	オリエンテーション
			文化財保護制度	総括概論
			広島県の文化財	広島県内の文化財
			ヘリテージマネージメント	ヘリテージマネージャーとは ヘリテージマネージャーの活動事例
9/22 土	ヘリテージマネージャーの基礎知識	6	修復概論	修復概論　1
	建築修復の技法・工法		修復の実務（伝統的建築物）	歴史的建造物の修復・耐震補強等
9/29 土	環境計画	6	文化財と防災	文化財と防災（文化財の「知恵」を活かした防災計画）
	ヘリテージマネージャーの基礎知識		修復概論	修復概論　2
10/13 土	演習Ⅰ（指定文化財）（旧日銀広島支店）	6	修復概論	近現代建築物の見学（調査と修復図面）
				近現代建築物の演習（調査法・修復法）
11/ 3 土	環境計画（まちづくり関係）	6	環境・景観	街並み
			まちづくり活動	広島県内のまちづくり活動の事例、これからの方向性等
11/17 土	建築修復の技法・工法（不動院など）	6	修復の実務（伝統的建築物）	伝統的建築物の調査法・修復法
				修復事例現場研修
11/24 土	建築修復の技法・工法	6	修復の実務（伝統的建築物）	歴史的建造物の転用・活用等のマネジメント
	環境計画		歴史環境の整備	歴史環境の整備
				保存活用計画
12/ 1 土	演習Ⅱ（登録文化財）（尾道浄土寺）	6	登録文化財制度・手続	手続き、調査の仕方・成果のまとめ方
			調査実習	実測等
1/19 土	演習Ⅲ（まちづくり）（廿日市宮島町）	6	私の好きな街並み	歴史を活かしたまちづくり事業事例
				宮島　町家再生の建築学
			アート・マネージメント	アート・マネージメント活動事例 ～たつの市のまちづくりを通して～
2/ 2 土	まとめ	6	課題発表（私が見つけた文化財）	受講者が見つけた（関心を持った）県内の歴史的建造物を発表
			討　論	レポート提出・意見交換 修了式

（予定）

建築積算実務者のための

「建築数量積算基準」講習会のご案内

積算レベル
★☆☆（初級）

■積算協会、建築CPD情報提供制度の認定プログラム、建築士会･･･CPD単位 5単位

後　援　国土交通省

主　催　(公社)日本建築積算協会　中国四国支部

協　賛　(公益)徳島県建築士会　(一社)徳島県建築士事務所協会　(一社)徳島県建設業協会
(公社)広島県建築士会　(一社)広島県建築士事務所協会　(一社)広島県建設工業協会

建築数量積算基準は、建築積算における工事価格を作成する上で基本となる数量を算出するための計測・計算方法を定めたもので、積算業務のみならず、見積担当者、設計者、現場担当者など建設工事全般に携わる者にとって最も重要なものです。

「建築数量積算基準・同解説」としてさまざまな改定を加え、「改修」、「ラーメン構造と壁式構造の躯体数量算出に関する規定について集約化」、「建築工事標準仕様書JASS５鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）の改訂に伴い、躯体解説の見直し」、「鉄筋数量算出に必要な参考資料の添付」など内容の充実を図ってまいりました。そしてこの度、平成29年版が発刊され、平成23年版までに確立してきたものをブラッシュアップしております。

この「建築数量積算基準」は民間のみならず公共工事全般に活用できる基準であり、「公共建築数量積算基準」としてまとめられ、「官庁営繕関係基準類の統一化に関する関係省庁連絡会議」において、府省庁の統一基準として決定されたものであります。

ぜひこの機会に、公共工事はもちろんのこと民間工事の積算業務に携わる方々が受講され、積算業務の効率化及び積算上の重複・脱漏を避けるための計測・計算の積算を実務にご活用くださいますようご案内申し上げます。

記

1．開催地/開催日/会場/定員　　＊駐車場の確保はしておりません

開催地	開　催　日	会　　場	定　員
徳島	平成30年 9月7日(金)	あわぎんホール（会議室6） 徳島市藍場町2丁目14番地 TEL　088-622-8121	３０人
広島	平成30年 9月２０日(木)	ＲＣＣ文化センター（会議室611） 広島市中区橋本町5-11 TEL　082-222-2277	４０人

2．時 間 割　**１０：００～１６：００　(12:00～13:00休憩)**

3．講　　師　**（公社）日本建築積算協会　中国四国支部**
副支部長　八道　憲一　〈鹿島建設㈱中国支店建築部見積・調達ｸﾞﾙｰﾌﾟ〉

4．テキスト　**「建築数量積算基準・同解説」平成29年版　4,320円(税込)**
編集：（財）建築コスト管理システム研究所（発行共）　（公社）日本建築積算協会

5. 受 講 料(税込)

区　　分	受講料+テキスト代	テキスト持参の方
積　算　協　会　会　員	８，３２０円	４，０００円
建築積算士・協賛団体会員・官公庁	１１，３２０円	７，０００円
一　　般	１３，３２０円	９，０００円

6. 申込方法　申込書をＦＡＸまたはE-mailでお送りください
受講料は郵便振替でご送金ください。受講日の3日前までにはお振込ください
受講番号を記してご返送いたしますので当日ご持参ください

7. 申 込 先　(公社)日本建築積算協会中国四国支部
〒730-0013　広島市中区八丁堀3-12砂原ﾋﾞﾙ301号
ＴＥＬ０８２－２２１－９７５９　ＦＡＸ０８２－２２１－９７９４

8. 送 金 先　**(公社)日本建築積算協会　中国四国支部**

ゆうちょ銀行　振替貯金(郵便振替)口座番号０１３００－７－５５４９４

9. そ の 他　ご欠席の場合、テキストはお送りいたしますが受講料の払戻しはいたしかねます
受講者の変更は早急にご連絡ください

(FAX　082-221-9794)　　平成30年　月　日

「建築数量積算基準」講習会　**□徳島会場　□広島会場(希望会場に☑)**　　受講申込書

氏　名（フリガナ）	該当する所属に☑・登録番号を記入	テキスト	受講料合計	※受講番号
(　　)	□積算協会会員(No.　　) □後援・協賛団体会員 □建築積算士(No.　　) □官公庁　□一般	要・不要 (◯で囲んでください)	円	※受講番号を記してご返送いたします

勤　務　先　名		
勤 務 先 住 所	〒　-	TEL（　　）　－ FAX（　　）　－ E-mail
*受講票送付先 (上記以外の場合)	〒　-	TEL　　FAX E-mail

(会場地図：　要　・不　要　)

◆テキストをお持ちでない方はテキスト要に◯を付けてください

◆受講料はテキスト代を含めてご記入ください。テキスト不要の方は「テキスト持参の方」欄の金額をご記入ください

●メールによる協会からのお知らせを今後希望しない方は☑をお願いします　→　□

候補募集

第15回 日本建築学会中国支部
建築文化賞

後援
日本建築家協会中国支部
日本建築構造技術者協会中国支部
空気調和・衛生工学会 中国四国支部
建築士会（中国地方各県）
建築士事務所協会（中国地方各県）

■表彰目的

中国地方の建築文化の発展に顕著な貢献が認められる活動に対して表彰し、
広く地域文化の発展と建築文化に対する意識の高揚を図ることを目的とします。

■表彰対象

表彰は「建築作品」や「人物・団体」を対象とします。
ただし建築作品部門の①～⑤については、中国地方で創作されたもののうち
完成後3年以上かつ8年未満のものを対象とします。（2010年4月～2015年3月の5年間に完成）

「建築作品部門」

① 意匠　周囲の景観に調和し、意匠性、独創性に優れている建築作品
② 住宅　地域の特性を活かし、意匠性、独創性、居住性に優れている住宅
③ 構造　斬新で独創的な空間を創出するなど、技術的、構造的に優れている建築作品
④ 環境　環境への負荷の低減、自然との共生など地域環境の保全に優れている建築作品
⑤ 施工　特殊な工法を用いるなど、施工技術の向上に貢献し優れている建築作品

「人物・団体部門」

個人や地域の活動・貢献などにより、中国地方の建築文化の発展に貢献したと
認められる活動や業績

■応募資格

建築作品部門の応募者は、作品の設計者、施工者、施主又は関係者である、個人、団体、企業、
地方公共団体等を含む広い分野を対象とし、中国地方に在住するものとする。
人物・団体部門の応募者は、中国地方に在住する個人、または同地方に所在する団体、企業、
地方公共団体等とする。なお両部門とも本会会員に限定しません。

■応募手続

・応募要領の請求　平成30年8月1日（水）～ 9月7日（金）
　裏面「応募要領請求書」に記載の上ご請求下さい。
　折返し、詳しい応募要領をFAXまたはメールでお送りします。
・提出期限　平成30年9月21日（金）午後5時まで必着
・応募費用　無料

その他
・過去に応募した建築作品や人物・団体は、原則として再応募できません。
　ただし、新たな内容が付加された場合は再応募できます。
・過去に日本建築学会賞（作品）を受賞、日本建築学会作品選集に掲載された作品は応募できません。
・提出された図書等については、広報等の後に返却します。
・応募者は必要に応じて、応募することについて、事前に設計者・施主等の関係者に同意を得て下さい。
・選考委員が直接携わった活動等は受賞の対象外とします。

□問合せ・資料請求
一般社団法人日本建築学会中国支部
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F
TEL：082-243-6605 FAX：082-244-3840
e-mail：aij-chugoku@sirius.ocn.ne.jp

日本建築学会中国支部宛　FAX：082-244-3840でお申込ください。
折返し応募用紙・応募要領をお送りします。

☆30年度中国建築文化賞 応募要領請求書

フリガナ 応募者（候補者） 氏　名	
会　員　種　別 ○で囲んでください	日本建築学会 個人会員 （No.　　）　　日本建築学会 法人賛助会員　　会員外
推薦者氏名 （人物・団体部門で他薦の場合）	
送　付　先 （人物・団体部門で他薦の場合は推薦者の連絡先）	名　称（勤務先等） 住所：〒 TEL： FAX： e-mail： ＊FAXまたはメールでお送りしますので、必ずどちらかはご記入下さい。
応募分野別 （いずれか一つに○）	・建築作品部門（　意匠　　住宅　　構造　　環境　　施工　） ・人物・団体部門
対象作品名 もしくは 人物・団体名	

＊参考：これまでの受賞作品

第14回（H29年度）
- 広島県内の魅力ある建築を発掘・発信する「ひろしまたてものがたり」　広島県土木建築局営繕課
- 中国地方における鋼構造に関する技術の普及、研究・情報公開活動
  日本建築学会中国支部鋼構造研究小委員会とその下部組織
- **木立ちの家**（広島県福山市水呑町）後藤亜貴（後藤亜貴建築設計事務所）

第13回（H28年度）　該当なし

第12回（H27年度）　該当なし

第11回（H26年度）
- **「ワンデーエクササイズ」による**
  建築文化・ひとづくり・まちづくりへの貢献（岡山県岡山市）　岡山建築設計クラブ

第10回（H25年度）
- **楠戸家の継続的再生**（岡山県倉敷市）楢村　徹（(有)楢村徹設計室）

第9回（H24年度）
- **瀬戸内の家**（広島県三原市）河口佳介（河口佳介+K2-DESIGN）

第8回（H23年度）
- **川﨑祐宣記念講堂**（岡山県倉敷市）門谷和雄・田代真也（㈱竹中工務店）
- **今の家**（岡山県岡山市北区）神家昭雄（神家昭雄建築研究室）
- **閉じて開く家**（広島県広島市西区）古本竜一（㈱古本建築設計）

法律に関するトラブル
困ってませんか？

あなたの事務所のリスク管理を協会が支援します！

建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計・監理業務の法律関係のことでお困りの方、当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

※ 協会正会員に限ります。
※ 委託法律事務所 ： 弁護士法人広島みらい法律事務所
※ 相談に限り無料です。解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。

弁護士と面談までの手順～手続き簡単～

ステップ１ ≪事務所協会で受付≫

① 広島県建築士事務所協会へ電話してください。
② 事務所名、担当者名をお聞きします。
※相談の内容については、事務所協会ではお聞きしません。

まずは電話 082-221-0600 広島県建築士事務所協会まで

ステップ２ ≪法律事務所と電話でアポイント≫

あなたから委託法律事務所へ直接、電話していただきます。
① 相談したい内容をお話しの上、面談の日時と場所を決めます。
② 面談場所は、委託法律事務所内（広島市、大竹市、尾道市）です。

ステップ３ ≪弁護士と面談≫

① 委託法律事務所内において、弁護士と相談をしてください。
※相談内容の詳細については法律事務所限りとし、事務所協会への報告は必要ありません。

露出型弾性固定柱脚工法

ISベース

http://www.isbase.jp

(財)日本建築センター評定／国土交通省大臣認定

有限会社 キヨウヤマ

本　社
広島市西区中広町2丁目14-21
TEL(082)532-3067
松山営業所
愛媛県東温市則之内乙2575-7
TEL(070)5513-0342
高松営業所
香川県高松市瓦町1丁目9-20
TEL(087)842-1668

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備

日本エレベーター協会会員

大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番２号　ＴＥＬ（082）284－0331㈹
ＦＡＸ（082）284－0370

株式会社 ティーエス ハマモト

TOTAL・STABILITY・HAMAMOTO

大規模修繕工事
調査　診断　設計　施工
ISO 9001：2008認証取得

〒731-0135　広島市安佐南区長束４丁目16番２号
TEL（082）238－1511　FAX（082）238－1513

「技術」と「感性」と「誠意」をもって
造り上げる高品質の印刷物。
《ポスター・パンフレット・チラシ・封筒など》

Printing & Planning
impulse
corporation

株式会社 インパルスコーポレーション

本社・安佐南一般印刷工場／〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号
TEL(082)878-6000㈹　FAX(082)872-1664
E-mail : impulse1@imp-h.co.jp　URL : http://www.imp-h.co.jp
広島事務所／配送センター／安佐輪転工場
東京支店／東広島営業所／岩国営業所

24000277(06)

新入会会員紹介

正会員

事務所名	所在地	開設者	管理建築士	TEL
ディープラン 紹介者：㈱水谷建築設計	〒731-5115 広島市佐伯区八幡東 4-28-35-14	沖本　大輔	右近　匡子	(082) 208-4004
				FAX
				(082) 208-4006

この度、事務所登録をし協会に入会させていただきました。不動産業と兼業しております。住宅をメインに設計していきたいです。協会の先輩方にご迷惑をおかけしないよう頑張りますので、宜しくお願い致します。

事務所名	所在地	開設者	管理建築士	TEL
ＡＫ建築設計事務所 紹介者：原井隆建築設計事務所 原井　隆	〒731-1531 山県郡北広島町春木 1519	小泉　満	小泉　満	(0826) 72-6375
				FAX
				(0826) 72-6375

広島県北部の中山間地、北広島町を拠点にローカルな活動を行っています。
風景や光、風、そして香り・・・、目に見えるものはもちろん、目に見えないものにまで気づくことのできる建築。そこに居ることで日本人の感受性を磨くことができる、精神的にも肉体的にも気持ち良く感じてもらえる建築をつくろうと常に心がけています。

事務所名	所在地	開設者	管理建築士	TEL
羽田建築設計事務所 紹介者：一級建築士事務所Tamoｒｉ一家 田守　弘明	〒733-0874 広島市西区古江西町 18-8	羽田　佑輝	羽田　佑輝	(082) 548-9949
				FAX
				(082) 548-9949

事務所名	所在地	開設者	管理建築士	TEL
島本建築設計室 紹介者：㈱ハジメ積算コンサルタント 代表取締役　網代木　学	〒738-0012 廿日市市天神11-9	島本　真吾	島本　真吾	(0829) 30-8706
				FAX
				(0829) 30-8707

この度、広島県建築士事務所協会に入会させていただきました。
誠実に設計・監理業務を取り組みながら、協会の貢献ができるよう頑張りたいと思います。
どうぞ宜しくお願い致します。

賛助会員

会社名・代表者名	所　在　地	ＴＥＬ	営業品目
㈱シーピーユー 代表取締役　宮川　昌江 紹介者：㈱プレゼントデザイン 川端　順也	〒921-8043 石川県金沢市西泉4-60	(076) 241-0001 ＦＡＸ (076) 241-0002	・建築3次元CAD「エース」 ・非住宅モデル建物法申請支援ツール

CPUは30年以上の社史を刻むソフトウェア会社です。日本で初めてパソコン用建築CADを開発しました。当社が目指すのは、CADを使う人とその先にいる人までしあわせにするソフトウェア開発です。協会員様方のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会員動静

（正会員）

1．事務所名称・開設者区分の変更

○㈱小松隼人建築設計事務所

旧：小松隼人建築設計事務所

新：㈱小松隼人建築設計事務所　　旧：小松隼人

1．事務所所在地変更

○一級建築士事務所みらいプラス住宅検査

新：〒733-0822　広島市西区庚午中４－21－26－812

ＴＥＬ082－576－4437　　ＦＡＸ082－553－0649

旧：〒730-0847　広島市中区舟入南６－１－６Ｂ－スクエア３Ｆ

ＴＥＬ082－295－2814　　ＦＡＸ082－295－2814

1．事務所名称・代表者変更

○セキスイファミエス中四国㈱広島西支店一級建築士事務所

旧：セキスイファミエス中四国㈱広島支店一級建築士事務所

新：代表取締役　池田　孝行　　旧：代表取締役　水山　健二

（賛助会員）

1．事務所所在地変更

○井上商事㈱

新：〒550-0012　大阪市西区立売堀４－５－27シティビル阿波座1001号

ＴＥＬ06－6539－2594　　ＦＡＸ06－6539－2597

旧：〒910-0859　福井県福井市日の出２－１－６

ＴＥＬ0776－27－8380　　ＦＡＸ0776－27－4581

この度の西日本を中心とした豪雨において被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。
被災された方々と被災地域の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

一般社団法人　広島県建築士事務所協会

編　集　後　記

このたびの平成30年７月豪雨災害により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
被災された方々の安全と被災地の一日も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

平成時代の終わりまで、あと９か月となりました。
「平成」の時代は「災害」の時代であったという感情が誰でも心の奥に持つのではないでしょうか？
平成３年雲仙岳噴火火砕流に始まり、平成５年北海道南西沖地震、平成７年阪神淡路大震災、そして平成23年東北地方太平洋沖地震と、全国各地で頻繁に発生している地震、又、近年に発生している台風以外の異常気象の要因による大雨災害等の自然災害に見舞われて「平成」とはとても言えない時代で終わりそうですが、自然災害から人命とくらしを守れる、防災対策を取り組む時代を切に望みます。

桟敷　重和

一般社団法人　広島県建築士事務所協会
情報・編集委員会

担当副会長	安藤　俊彦	委　員	増本　泰成
担当理事	加納　秀一		中本　宗史
委員長	福山　雅也		中崎　隆之(賛助会員)
副委員長	熊野　弘伸(賛助会員)		桟敷　重和(賛助会員)
委　員	藤本　誠二	事務局	河原　直己
	三好　明彦		長谷川彩子
	伊藤　智宏		大木　一郎

発行所　一般社団法人 広島県建築士事務所協会
〒730-0013 広島市中区八丁堀５番23号
ＴＥＬ（082）221-0600
ＦＡＸ（082）221-8400
ホームページアドレス　https://h-aaa.jp/
Ｅメール　info@h-aaa.jp

印刷所　株式会社インパルスコーポレーション
〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号
ＴＥＬ（082)878-6000
ＦＡＸ（082)872-1664

会報誌への広告掲載を募集しています

会員：（一社）広島県建築士事務所協会の正会員及び賛助会員

□ 広告料（消費税は含まれておりません。）

サイズ		1/4		1/2		1ページ	
申込者		会　員	会員外	会　員	会員外	会　員	会員外
白　黒	6回	18,000	30,000	6,000	10,000	12,000	20,000
	12回	36,000	60,000				
カラー	6回	30,000	45,000	10,000	15,000	20,000	30,000
	12回	60,000	90,000				
大きさ		A4サイズの約1/4		A4サイズの約1/2		A4サイズ(縦)に入るもの	
		約60mm×約165mm		約120mm×約165mm		約250mm×約165mm	
備　考		年6回又は12回継続契約		1回あたり		1回あたり	

【おねがい】　1. 申込書は、希望掲載月の前の月の5日までにご提出ください。
2. 原稿は、申込者が作成してください。
3. 原稿は、希望掲載月の前の月の15日までにご提出ください。

広告申込書

お申込者(社名)		申　込　日	平成　　年　　月　　日
ご　住　所			
担当者ご氏名			
Ｔ　Ｅ　Ｌ		Ｆ　Ａ　Ｘ	
e-mail			

広告の名称（表題）														
広告サイズ	1/4	1/2	全ページ											
カ　ラ　ー	白　黒	カラー												
希望掲載月	6　回	12　回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	※1／4サイズは、年6回か12回の継続契約となります													
広告料金額														

※　広告の希望欄に〇印を付けてください。

【お問合先・お申込先】　（一社）広島県建築士事務所協会　〒730-0013 広島市中区八丁堀5-23オガワビル2階

電話 082-221-0600　FAX 082-221-8400　Eーメール info@h-aaa.jp

平成 27 年 6 月 25 日に施行された建築士法の一部を改正する法律（法律第 92 号）で「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【第 24 条の 9】が規定されました。

【第 24 条の 9】建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

建築士事務所協会の会員の皆様へ

あなたの事務所を賠償事故から守る

日事連・建築士事務所
賠償責任保険
（建築家賠償責任保険）

日事連・建築士事務所賠償責任保険の特徴

平成 26 年 4 月から補償が追加されました！
（1）情報漏えい事故補償（日事連会員のみ）
（2）初期対応費用補償（会員・非会員）
（3）訴訟対応費用補償（会員・非会員）

- 日本国内での設計・監理業務のミスに起因する、
  - ・設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
  - ・上記に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊
  - →建築士事務所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- （一社）日本建築士事務所協会連合会構成員のための制度。団体割引で加入可能
- 国内建築物の設計・監理業務を包括的にカバー　→発注者から大きな信頼！
- 基本補償プランの支払限度額 5 千万円から 5 億円まで事務所の実態に合わせて選べる 5タイプ！
- 保険料は経費として損金処理可能。お支払いは便利な自動口座引落し。

安心をプラス

長年にわたるご要望にお応えして、オプションプランを追加できるようになりました！

❶構造設計業務ミスによる「構造基準未達」時の賠償事故を補償
❷建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償
❸建物調査業務（耐震診断等）中の賠償事故を補償

※会員のみ加入可能。別途特約保険料が必要。

このご案内は建築家賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築家賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

資料請求、ご質問は下記にお申し付けください

日事連・賠償責任保険指定代理店
有限会社日事連サービス
〒104-0032　東京都中央区八丁堀 4-9-4 東京 ST ビル 3F

TEL 03-3552-1077　FAX 03-3552-1066
E-mail:njs@nichijiren-service.com
担当：阿部・助川・松原

ホームページを開設しました！　http://www.nichijiren-service.net/

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

2017年7月作成 17-T02853

Order furniture

Stainless curtain wall

Order made kitchen

Order made kitchen

ステンレス加工と家具製作　そしてキッチン。

GOOD LIFE AND GOOD MIND
ORDER KITCHEN
MATSUOKA

株式会社 松岡製作所
本社・ショールーム　広島市西区商工センター 8-9-33
TEL:082-277-2571 FAX:082-277-2789
東京ショールーム　東京都世田谷区奥沢 7-1-3-1F
TEL:03-5726-8622 FAX:03-5726-8623
http://www.matsuoka-pro.com
0120-477-473

1級建築士を
1年で取得するなら総合資格学院！

1級建築士試験 No.1
広島県
ストレート合格者占有率
合格者占有率

平成29年度 1級建築士 設計製図試験

広島県
ストレート〈平成29年度 学科＋製図合格〉
合格者占有率
広島県ストレート合格者31名中
総合資格学院当年度受講生25名
80.6%
<平成29年12月21日 現在>

他講習利用者＋独学者
当学院当年度受講生

広島県
合格者占有率
広島県合格者68名中
総合資格学院当年度受講生49名
72.1%
<平成29年12月21日 現在>

V6 6年連続でNo.1達成

平成29年度 1級建築士 学科・設計製図試験
全国 ストレート（平成29年度 学科＋設計製図）
合格者占有率
70.7%
全国ストレート合格者 1,564名中
当学院当年度受講生 1,105名
<平成29年12月21日 現在>

平成29年度 1級建築士 設計製図試験
全国 合格者占有率
63.7%
全国合格者 3,365名中
当学院当年度受講生 2,145名
<平成29年12月21日 現在>

平成29年度 1級建築士 学科試験
全国 合格者占有率
52.7%
全国合格者 4,946名中
当学院当年度受講生 2,607名
<平成29年9月13日 現在>

平成29年度 2級建築士 設計製図試験
全国 出席率・宿題提出率8割以上達成当年度受講生
合格率
71.7%
基準達成当年度受講生 2,438名中
合格者 1,747名
<平成29年12月7日 現在>

※総合資格学院の合格実績には、模擬試験のみの受験生、教材購入者、無料の役務提供者、過去受講生は一切含まれておりません。※総合資格学院のNo.1に関する表示は、公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」に基づき掲載しております。※全国または都道府県の合格者数/ストレート合格者数は、(公財)建築技術教育普及センターの発表に基づき算出。※学科・製図ストレート合格者とは、平成29年度1級建築士学科試験に合格し、平成29年度1級建築士設計製図試験にストレートで合格した方です。

最新試験情報が満載！資料請求や受講申込みも受付中!!

◎最新試験情報が満載！
◎合格応援グッズプレゼント中！
◎資料請求や受講申込も受付中！

総合資格 検索

1級建築士／2級建築士受験をお考えのみなさまへ！
学科・設計製図体験学習会
に無料でご招待いたします!!
お気軽に下記までお問い合わせください！

会員特別割引有
広島県建築士事務所協会会員様
→ ご質問、ご相談はお気軽に下記までご連絡ください

1級・2級 建築士 | 構造設計1級建築士 設備設計1級建築士 | 建築設備士 | 1級・2級 管工事施工管理技士 | 1級・2級 建築施工管理技士 | 1級・2級 土木施工管理技士 | 宅地建物取引士 | インテリアコーディネーター

総合資格学院

スクールサイト www.shikaku.co.jp
コーポレートサイト www.sogoshikaku.co.jp
Facebook「総合資格 fb」で検索！
総合資格 検索

おかげさまで
「1級建築士合格者数日本一」
を達成し続けています。
これからも有資格者の育成を通じて、
業界の発展に貢献して参ります。

総合資格学院 学院長 存 龍司

広島校 〒730-0037 広島市中区中町 7-35 和光中町ビル 4F TEL.082-542-3811
福山校 〒720-0067 福山市東桜町 1-41 エム・シー福山ビル 4F TEL.084-991-3811